



Q 1 4 ■介護雇用プログラムを利用して、介護職員基礎研修を

受けることは可能ですか？

- 介護雇用プログラムを利用するには、介護事業所と労働者との間で1年以内の雇用契約を締結することが前提になります。
- その上で、プログラム利用者は、養成機関に通って、介護職員基礎研修を受講することができます。利用者は、養成機関に通っている時間も給与を受けることができ、研修の受講料負担もありません。
- 介護雇用プログラムは、地方公共団体からの委託を受けた事業所においてのみ利用可能となります。受講を希望される方は、まずは都道府県の担当部局へお問い合わせください。

介護雇用プログラムとは？

→ 求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- その間、プログラム利用者は養成機関に通って、介護職員基礎研修等の資格を取得することが可能
- 講座受講のない日時は、事業所で働く
- 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く



Q 1 5 ■職業訓練として、介護職員基礎研修（500時間）を受け

るためにはどうすればいいですか？（一般の方向け）

- 仕事をお探しの方が介護職員基礎研修を受けるには、主に雇用保険を受給できる方を対象とした公共職業訓練と、雇用保険を受給できない方を対象とした緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）が用意されており、いずれも無料（テキスト代等を除く。）で受けることができます。また、訓練期間中の生活保障として、雇用保険を受給できる方は、延長して給付を受けられる場合があり、雇用保険を受給できない方は、一定の要件を満たせば、月額10万円、扶養家族を有する方は月額12万円の給付を受けることができます。
- なお、雇用保険を受給できる方を対象として、（財）介護労働安定センターにおいても、介護職員基礎研修を実施しています。この訓練も無料（テキスト代等を除く。）で受けることができ、訓練期間中は延長して給付を受けることができます。
- これらの訓練は、いずれもハローワークで申込み手続きをします。